

# 報告 REPORT

## 令和4年度北海道医療・福祉 関係職能団体等意見交換会

常任理事・医療関連事業部長 みずたに まさひろ  
水谷 匡宏

本交換会は、毎年、医療ならびに福祉関係に関わる職能団体の方々にそれぞれの立場から発言いただき、意見交換をすることを目的に開催している。

今回は前年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参集とWebを併用して令和5年2月1日（水）に開催したので報告する。

◇

32団体67名（会場：25名、Web：42名）に出席いただいた。松家会長の挨拶後、北海道社会福祉士会ならびに北海道柔道整復師会から、それぞれ話題提供があった。



### 話題提供①

「権利擁護センターばあとなあ北海道について」

北海道社会福祉士会 新田 雄大 理事  
〈Web参加によるリモート講演〉

#### ○社会福祉士について

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に規定された国家資格で、ソーシャルワークの専門家として様々な機関で活躍している。北海道社会福祉士会は1992年（平成4年）に発足し現在の会員数は1,848名（2022年12月）、組織率は15%である。当会では、公益目的事業として様々な活動を行っているが、「社会福祉の援助を必要とする住民の生活と権利の擁護」のため、【権利擁護センターばあとなあ北海道】を設置し、具体的な取組みを行っている。

#### ○成年後見制度とは

成年後見人は、本人の最善の利益のために、本人



の意思尊重と保護の調和を図るため、代理権・同意権・取消権を行使して、意思判断能力を補充して生活を支える（契約行為を補助する）役割を担っている。ただし、身体の強制を伴う事項（医療行為の強制、施設入所の強制等）や一身専属的な事項（婚姻、離婚、養子縁組、臓器移植の同意等）、事実行為（現実の介護行為）は行うことができない。同制度の申立件数は、制度が開始した2000年度は約6,700件であったが、2021年度は約39,300件と約6倍に増えた。利用者数は約24万人であるが、認知症有病者数、単独世帯、身寄りがない人の増加により、今後同制度のニーズが高まることが予想される。後見制度の担い手は親族が約20%、第三者が80%である。第三者のうち社会福祉士は約18%で、司法書士、弁護士に次いで多い。

#### ○権利擁護センターばあとなあ北海道の活動

当会の内部組織として、本部（札幌市）を中心に各地区支部において、主に成年後見制度にかかる支援（財産管理、身上保護）を行っている。具体的には①権利擁護支援に関する相談対応②研修を通じた成年後見人候補者の養成③研修修了者の名簿登録（管理）と家庭裁判所・行政との連携④活動報告書の共有による質の向上一等を行っている。名簿登録者数は334名、受任者数は274名、受任件数は1,000件を超えている。今後の課題は、名簿登録者の高齢化、新規名簿登録者の育成、増加するニーズに対応する受任者の確保が挙げられる。

#### ○権利擁護センターばあとなあ北海道の役割と今後の可能性

成年後見に関する活動を通じて、他の専門職後見人とともに権利擁護の担い手として社会的認知を獲得してきた。また、成年後見人候補者の養成・確保を通じて、地域の権利擁護システムに積極的に関与している。今後は、新たな権利擁護支援体制の構築に向けて、これまでの支援を通じて構築した弁護士会・司法書士会とのネットワークの活用や、地域包括ケアシステムの中で、社会福祉士として地域での「チーム編成」を担う力を磨いていきたい。

### 話題提供②

「整骨院・接骨院」柔道整復師とは

北海道柔道整復師会／日本柔道整復師会 災害対策室  
塩見 猛 副室長

#### ○柔道整復師について

柔道整復師は、「骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷等に対して応急的または医療補助の目的をもって施術を行う者」とされ、法的に認められた部分医療を業とする医療従事者である。骨折や脱臼の場合、骨を正常な位置関係に戻す整復を行う。捻挫・



打撲・挫傷では、電気治療や温熱治療などの物理療法や理学療法、また手技療法として患部へのマッサージやストレッチを行う。「整骨院・接骨院」、「ほねつぎの先生」という呼称で活動しており、全国に約1万7千人（うち道内は約800人）いる。柔道整復術は、いわゆる柔術（柔道）の対極に位置付けられている。1970年（昭和45年）には「柔道整復師法」が施行され、1992年（平成4年）には従来の知事免許から国家資格に移行した。

#### ○近年の柔道整復師の活動

外務省やJICA（国際協力機構）とともに、モンゴルへの支援を行ってきた。また各種スポーツ大会の現場で負傷者が出た際に手技療法や固定によって、痛みやケガの応急処置を行っている。地域社会では体育館での予防教室や学校授業（柔道）に協力するなど、地域包括ケアシステムの中で機能訓練指導員として長寿社会づくりに貢献している。

#### ○災害医療への貢献

柔道整復師は、大災害発生時に、これまでも各避難所で負傷者の医療救護活動を行ってきた。日本柔道整復師会では、組織内に災害対策室を新設し、柔道整復師にかかる災害医療対策を計画している。広域災害や局所的被害いづれにも対応できるようチームを編成し、日本DMATや被災自治体の災害対策

本部などと48時間以内に情報交換を行う組織づくりを進めている。避難所では、負傷者への柔道整復術による手当（包帯固定、整復、マッサージ、テーピング等）はもちろん、柔道整復以外の医療相談（歯が痛い、介護の相談をしたい、薬がない等）に対しては適切な医療職に繋ぐなど、被災者のために活動できる柔道整復師を育成している。

◇

話題提供の後、各団体からさまざまな意見が出され、活発な意見交換が行われた。

令和5年度は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、開催日程ならびに開催方法を検討していく。



## 北海道内科医会ならびに 日本臨床内科医会入会のご案内

北海道内科医会は、1989年11月の設立以来、地域医療の推進をはじめ会員の専門知識の研修、保険医療の改善・向上など各種事業に取り組んでまいりました。また、当医会と協力関係を持つ日本臨床内科医会は、臨床内科学の発展を図り、医療の向上を目的に1985年に創設された第一線内科医の団体です。自己研鑽のための生涯研修の推進、「かかりつけ医のためのWEB講座」の開催、高血圧・糖尿病・インフルエンザなどの疾患の研究、市民への公開講座を行うなど、臨床内科学へ大きく貢献しております。また、日本臨床内科医会の専門医は取得しやすく、専門医になると1日研修を経て総合診療専門医の指導医として認められます。

今後とも日本臨床内科医会と連携し、厳しい医療環境に立ち向かい、地域住民に質の高い医療の提供体制構築に向け努力をしております。つきましては、北海道医師会会員で内科を標榜されている先生、内科に興味をお持ちの先生におかれましては、当医会ならびに日本臨床内科医会の趣旨にご理解を賜り、ぜひともご加入くださいますようお願い申し上げます。

北海道内科医会 会長 西里 卓次

入会申込み・お問い合わせ先 北海道内科医会事務局

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会事業第一課内

TEL 011-231-7661 FAX 011-241-3090

E-mail [naika-ikai@m.douji.jp](mailto:naika-ikai@m.douji.jp)

ホームページ <https://hokkaido.japha.jp/>

